

鹿児島県土地家屋調査士会等との災害時支援協定の締結について

平成28年3月28日 危機管理防災課

1 協定の目的・概要

- 昨年7月の台風15号における黒島（三島村）被害等を踏まえ、小規模市町村等の災害対応に係る支援体制の強化が必要
- 特に、市町村の固有事務である被害住家の調査について、民間団体等による支援体制の構築が急務

➤ 土地又は家屋に関する調査・測量等について専門的な技能を有する
鹿児島県土地家屋調査士会及び公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 と災害時の支援に係る協定を締結

(1) 協定の相手方

- ① 鹿児島県土地家屋調査士会
- ② 公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

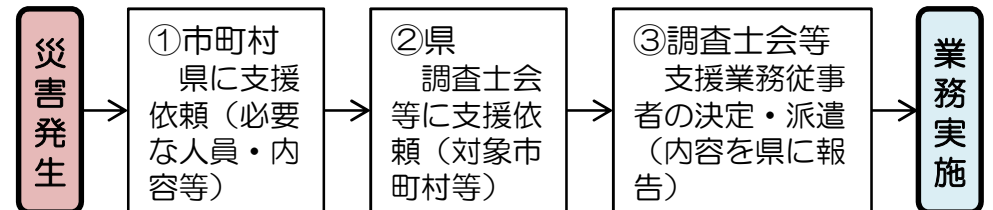
(2) 支援業務の内容（第3条、第4条）

- ① 市町村が実施する住家の被害認定調査業務
 - 市町村から県への支援依頼に応じて、協定に基づく支援業務を実施
- ② 不動産登記及び境界問題等の相談業務
 - 県が必要と認める場合又は市町村から県への支援依頼に応じて、協定に基づく支援業務を実施
- ③ その他特に必要と認められる業務

(3) 支援業務従事者の資質向上の取組（第7条）

- ① 県が市町村を対象に開催する実務者研修会等への、土地家屋調査士会会員等の参加
- ② 土地家屋調査士会等が会員に対して実施する研修等への、県職員の講師派遣 等

【参考】支援業務実施の流れ



2 期待される効果

- 特に小規模市町村において、独自に対応が困難な場合の支援体制を確保することで、被害状況調査、応急復旧等の迅速化が図られる
- 大規模災害時における住家被害等に対する相談体制の確保により、県民の迅速かつ円滑な生活再建・安定に資する